

すみだ中小企業センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行																
<p>（使用の不承認）</p> <p>第5条 区長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>前2号に掲げるもののほか、中小企業センターの管理上支障があるとき。</li> </ul> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第11条 区長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～ [略]</li> <li>前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</li> </ul> <p>別表第1</p> <p>1 工作機械類等の使用料</p> <table border="1" data-bbox="285 909 790 1119"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作機械類</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>精密測定機器類</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>展示ケース</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記</p> <p>1 <u>工作機械類及び精密測定機器類については、午前9時から午後8時までの時間に加えて、午後8時以前から引き続き使用する場合は、午後8時から翌日の午前9時までの時間を使用承認時間とすることができる。この場合の午後8時から翌日の午前9時までの時間に係る使用料の額は、1時間を単位として算出した額とする。</u></p> <p>2 展示ケースの項中「1月」とは、月の初日から末日までをいい、使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合においても、当該使用を開始する日の属する月又は当該使用を終了する日の属する月の使用期間は、1月とみなす。</p> <p>2 [略]</p>	区 分	使 用 料	工作機械類	[略]	精密測定機器類	[略]	展示ケース	[略]	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 区長は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>前各号に掲げるもののほか、中小企業センターの管理上支障があるとき。</li> </ul> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 区長は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～ [略]</li> <li>前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</li> </ul> <p>別表第1</p> <p>1 〔同左〕</p> <table border="1" data-bbox="870 909 1375 1119"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記</p> <p>〔新設〕</p> <p>展示ケースの項中「1月」とは、月の初日から末日までをいい、使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合においても、当該使用を開始する日の属する月又は当該使用を終了する日の属する月の使用期間は、1月とみなす。</p> <p>2 [略]</p>	区 分	使 用 料	〔同左〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
区 分	使 用 料																
工作機械類	[略]																
精密測定機器類	[略]																
展示ケース	[略]																
区 分	使 用 料																
〔同左〕	〔略〕																
〔同左〕	〔略〕																
〔同左〕	〔略〕																

付 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。